

“放射能測定”においても ISO/IEC 17025 の認定を取得

東日本大震災による福島第一原発事故を受け、2011年8月より放射能測定に対応してまいりましたが、測定開始以来、測定に対する品質管理や精度向上に努めてまいりました。

そしてこの度、当社の認定範囲について、既に取得している化学試験に加え放射能測定が平成24年9月4日付で拡大認定されました（認定番号：RTL02330）。これにより、当社の放射能測定は技術的に適格かつ、妥当な結果を出す能力があることが国際的に認められたこととなります。

また、2012年4月1日より適用された食品中の放射性物質の基準値をふまえ、農林水産省で発表されている信頼できる分析の要件において、分析者に求められる事項の一つとして「欧州では、食品規制のための分析機関は、ISO/IEC 17025(分析試験所に対する一般要求事項)の認定を取得していることが義務。」とされており、当社は「輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関」として農林水産省のホームページに掲載されています。

○ ISO 9001 と ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)との違いは？

ISO9001 は品質マネジメントシステムが要求されていますが、試験所の技術的な能力を保証するものではありません（当社は既に ISO9001 認証を取得し、その運営を確立しています）。

一方、ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) は、試験結果の信頼性を保証する国際的な試験所認定の規格です。すなわち、この認定の取得により、試験所が ISO 9001 の要求事項を全て満たしつつ、技術的に適格かつ妥当な結果を出す能力があることが国際的に認められたこととなります。



○ 認定された試験の範囲(放射能測定)

- 食品中の放射性セシウム検査法**（平成24年3月15日 厚生労働省 食安発0315第4号 別添）
 試験対象項目：Cs-134, Cs-137
 試験対象品目：一般食品，飲料水，乳児用食品，牛乳
- 食品中の放射性セシウムスクリーニング法**（平成24年3月1日 厚生労働省 事務連絡 別添）
 試験対象項目：放射性セシウム（Cs-134 及び Cs-137）
 試験対象品目：一般食品
- 緊急時における食品の放射能測定マニュアル**（平成14年3月 厚生労働省）
 第2章 食品中の放射能の核種分析法
 2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリー
 試験対象項目：I-131
 試験対象品目：食品，飲料水
- ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー**
 （放射能測定法シリーズ7）（文部科学省 原子力安全課防災環境対策室）
- NaI (TI)シンチレーションスペクトロメータ機器分析法**
 （放射能測定法シリーズ6）（文部科学省 原子力安全課防災環境対策室）
 試験対象項目：I-131, Cs-134, Cs-137
 試験対象品目：飼料，肥料，土壌，汚泥，産業廃棄物

お問い合わせ TEL : 0120-01-2590 (フリーダイヤル) 担当：戸邊 (内線:295)、櫻内 (内線:355)

